

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第9号

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める規則の一部を改正する規則

静岡県が設置する都市公園の設置基準等を定める規則（平成25年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第3条 県の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第3条 県の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（<u>県の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積</u>）以上とする。</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>県が設置する都市公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する条例第3条第2項に規定する規則で定める範囲は、政令第6条第6項の建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として条例第3条第1項の規定により認められる建築面積を<u>超えることができることとする。</u></u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。